



令和8年1月1日

旭川南部漁業協同組合

内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、旭川南部漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、すっぽん及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認)

第2条 この漁場の区域内で遊漁しようとする者は、組合又は組合指定の証票取扱所のいずれかに申し出て、組合の承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の申し出があったときは、当該遊漁の承認により水産動植物の採捕又は漁業調整上支障があると認める場合を除き、当該申し出を承認するものとする。

(遊漁料の額及び納付義務等)

第3条 前条第2項の承認を受けた者は、次表のイ欄の漁具、漁法の別により、ア欄の等級別にウ欄の遊漁料を納付しなければならない。

ア、等級	イ、漁具、漁法	ウ、遊漁料	
		年間料金	当日券
特等	狩刺網、囲刺網、建切網、あゆ刺網、雑刺網、鵜縄網(がわ)、視水器	23,000円	
1等	投網、四手網、あゆ釣、うなぎ釣、延縄、点火ほこ突(夜ぼり)、かにかご、うなぎかご漬け、筒漬け、あゆさぐり、鵜竿待網、すっぽん釣	10,000円	3,000円
2等	こい釣、投糸(漬針)、押網、前掛網、たも網	6,000円	1,500円
3等	その他の釣(あゆ、こい、うなぎ、すっぽんを除く)	3,000円	500円

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下及び2級以上の身体障害者は、遊漁料を2分の1とし、小学生以下及び70才以上の者は、3等については無料とする。

3 各等級の遊漁の承認を受けた者は、その等級以下の遊漁をもすることができる。

4 第1項の遊漁料は、組合の事務所又は証票取扱所に納付するものとする。

(漁具、漁法の制限)

第4条 岡山県内水面漁業調整規則に定めるもののほか、次に掲げる漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。

- (1) 蓄電池等による強力な光又は石油類等をもって水面に火を放つなど魚族を威嚇してとる漁法
- (2) ヘッドランプ等照明を用いて行う視水器漁法
- (3) 人力以外の機械力を利用して行う漁法

(4) アクアラング(潜水器具)を使用して行う漁法

(5) 動力船を用いて行う各種の漁法

2 次表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア、漁具、漁法	イ、規模
かにかご	1人10個

3 次表のア欄の魚種について、イ欄の漁法による場合、ウ欄の網目より小さいもので採捕してはならない。

ア、魚種	イ、漁法	ウ、網目
はえ	投網	18節
	雑刺網	16節

(網漁の補助員)

第5条 次表のア欄の漁具、漁法で遊漁をする場合の補助員(以下「網漁の補助員」という。)は、1等の遊漁承認証を所持し、イ欄の補助員数以内でなければならない。

ア、漁具、漁法	イ、補助員数
囲刺網	5人
鵜縄網(がわ)	3人
建切網、あゆ刺網、雑刺網、投網、鵜竿	2人

2 前項の規定にかかわらず、網漁の遊漁承認証所持者の配偶者、若しくはその子供であつて中学生以下の者は、網漁の補助員をすることができる。

3 網漁の補助員は、船上において網入れ作業および網上げ作業をしてはならない。

(遊漁期間)

第6条 次表のア欄の魚種を対象とする、イ欄の漁法による遊漁の期間は、ウ欄の区域において、それぞれエ欄の期間内でなければならない。ウ欄の「建部地区」とは、小倉橋上流1,800m付近に設置されてある魚堰より上流の区域をいう。

ア、魚種	イ、漁法	ウ、区域	エ、期間
あゆ	あゆ釣	全区域	6月1日午前5時から11月30日まで
	あゆ刺網、 投網	建部地区以外の区域	7月1日午後6時から11月30日まで
		建部地区	8月1日午後6時から11月30日まで
もくずがに	かにかご	全区域	9月15日から翌年の2月末日まで
うなぎ	うなぎかご漬け	全区域	5月1日から9月30日まで
はえ	雑刺網、投網	全区域	7月1日から翌年3月31日まで

2 遊漁の施設は、その遊漁期間終了までに撤去しなければならない。

(禁止区域)

第7条 前条の規定にかかわらず、次表のア欄の区域において、イ欄の期間、ウ欄の魚種について、エ欄の漁法による遊漁をしてはならない。

ア、区域	イ、期間	ウ、魚種	エ、漁法
岡山市北区建部町品田184-2旭川第2発電所地内	1月1日から12月31日まで	全魚種	全漁法
岡山市北区建部町川口地先旭川と誕生寺川との合流点上流端に設置した標識から下流福渡マンプトンネル上流20メートルに設置した標識までの区域	6月1日午前6時から 9月1日午後0時まで	あゆ	友釣を除く全漁法
岡山市北区建部町福渡地内八幡橋から下流八幡歩道橋の下流20メートルに設置した標識までの区域	6月1日午前6時から 9月1日午後0時まで	あゆ	友釣を除く全漁法
岡山市北区建部町福渡八幡鉄橋下流約30メートルに設置した標識から下流300メートルに設置した標識までの区域	6月1日午前6時から 9月20日午後0時まで	あゆ	友釣を除く全漁法
岡山市北区牟佐地先旭川合同堰上流端から上流100メートル、下流端から下流200メートルの区域	3月1日から5月31日まで	全魚種	全漁法
	10月1日から10月31日まで	あゆ	
岡山市北区玉柏地先新大原橋橋脚から上流の瀬肩までの区域	6月1日から7月31日まで (ただし午前6時から午後5時までの間)	あゆ	竿釣を除く全漁法
岡山市北区三野2丁目地先三野浄水場取水塔下流端から真方位110度の線(岡山市中区八幡東町八幡森見通し線)から下流岡山市北区後楽園鶴見橋上流端及び岡山市中区浜2丁目蓬莱橋上流端に至る区域	10月1日から10月31日まで	全魚種	全漁法
岡山市北区後楽園鶴見橋上流端から岡山市北区後楽園月見橋上流端に至る区域	10月1日から10月31日まで	あゆ	竿釣を除く全漁法

(遊漁制限)

第8条 次表のア欄の魚種については、それぞれイ欄の全長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚種	イ、全長
こい	15センチメートル
うなぎ	20センチメートル

(遊漁承認に関する事項)

第9条 組合は、第3条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、以後この者の遊漁を拒否することができる。

2 前項の場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

(附則)

この規則は、岡山県知事の認可を受けた日(平成26年1月1日)から施行する。

この規則は、岡山県知事の認可を受けた日(令和2年6月3日)から施行する。

この規則は、岡山県知事の認可を受けた日(令和3年5月28日)から施行する。

この規則は、岡山県知事の認可を受けた日(令和6年1月1日)から施行する。

この規則は、岡山県知事の認可を受けた日(令和8年1月1日)から施行する。

表

NO		遊 漁 承 認 証		取扱 者印	
下記のとおり遊漁を承認します					
遊 漁 者	住所				
	氏名		年齢	才	
承認期間		年4月1日から 年3月31日まで			
漁 具 漁 法					
遊漁料		円	等級		
発行年月日		年 月 日			
漁場区域 岡山市北区京橋下流端から岡山市北区建部町旭川ダム 第1えん堤に至る本支流及び宇甘川旧御津郡加茂川町、 旧上房郡賀陽町町境まで					
発行者 旭川南部漁業協同組合				印	
TEL086-722-1255					

裏

注意事項

この証は、旭川南部漁業協同組合総会議決により、
表記内共第7号第5種共同漁業権の漁場内にて、該当
等級内での遊漁を承認する証であります。

1. この証は、記名本人に限り有効とする。
2. この証は、遊漁する場合常に携帯し、監視員より
提示を求められたときは、これに応じなければならない。
3. 発行者の印のないものは無効とする。
4. 漁場、魚種、漁具及び期間等の制限若しくは禁止
には忠実に従うこと。
5. あゆについては、解禁日以降に採捕すること。

表

漁場監視員証		No
下記の者は、当組合の監視員であることを証明する		
住所 氏名 (年齢 才)		
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
発行者	旭川南部漁業協同組合印	

裏

注意事項
1、監視員は、常に漁場を監視し、違反者の ないよう努力すること
2、監視中は、本証を必ず携帯すること